

指名停止措置の概要

1. 業者名及び住所

業者名	住所	備考
クレハ建設株式会社	福島県いわき市錦町綾ノ町16	

2. 措置期間 令和8年4月30日～令和8年7月29日（3か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。当該事実が建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省東北地方整備局から令和7年12月22日付けで営業停止処分を受けた。

5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項及び別表第2第14項第2号に該当。

〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 14 有資格者が、建設業法第28条の規定に基づく次に掲げる監督処分（同条第1項第1号、第2号又は第3号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内 当該認定をした日から 3月以上9月以内

問合せ先

土浦市総務部契約検査課契約検査係

土浦市大和町9番1号

電話 029-826-1111 (内線) 2226、2227